

(社) シルバーサービス振興会  
《論点等説明資料》

## 主要な論点

- シルバーサービス振興会は、措置制度の下で民間事業者が主な介護事業の担い手ではなかった昭和 62 年に、民間事業者の育成、質の確保等を目的として、民間の企業・団体が集まって設立された法人であるが、
- ① 介護保険制度による民間参入が進み、様々な民間事業者団体も設立されていること
  - ② 民間事業者の「質の確保」について、シルバーマークの認定者数が伸び悩んでおり、介護サービス情報の公表制度支援事業も平成 24 年度から廃止予定とされること
- から、今後どのような事業展開を行っていくのか。

(参考 1) 介護保険における民間事業者の参入 (介護サービス施設・事業所調査)

- ・ホームヘルプ …30.3% (H12) →55.1% (H20)
- ・デイサービス … 4.5% (H12) →40.6% (H20)
- ・グループホーム …21.2% (H12) →53.1% (H20)

(参考 2) 他の民間事業者団体 (在宅介護サービスの事業者団体)

- ・一般社団法人全国介護事業者協議会 … 会員企業向けの研修等
- ・一般社団法人日本在宅介護協会 … 在宅サービスの経営者・従事者向けの研修等

- 振興会は、介護サービス情報の公表制度支援事業から離れることになるが、今後、一般社団法人に移行するのであれば、
- ① 事業者の質の評価について、公表事項に一定の制約のある公的な情報公表制度とは別に、独自の視点から利用者に信頼される介護サービスの格付け・評価 (例

例えばレストランガイドにおける☆評価) を行うなど、  
新たな自主事業を展開するか、  
② 事業者の質の評価から完全に撤退するか、  
検討すべきではないか。

(参考) 介護サービス情報の公表制度

- ・ 都道府県が手数料を徴収して介護事業者に対して調査を行い、公表する制度。シルバーサービス振興会では、情報公表支援センターを設置し、都道府県に対する公表事務の支援や全国情報の集計・公表・システム開発等を行っている。
- ・ 情報公表事項としては、主観的な評価の記載はなく、職員の人数、資格保持者の人数、経験年数、利用者数、居室、食堂等の部屋の面積等、客観的な事実が記載されている。

《共通事項（全法人）》

○ 当該法人の事務・事業に対する補助金等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

（参考）国庫補助金等	（21年度）	（22年度）	（23年度・要求）
・介護サービス情報公表支援事業	2.3億円	2.0億円	0.9億円
・老人保健健康増進等事業（公募型）	0.5億円	0.5億円	－円

※ 公募制により、企画競争にて採択された介護保険制度等に関する調査研究事業に補助するもの（事業予算全体は22年度で26.5億円）。

○ 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。

（参考）組織体制

- ・役員数 30名  
 理事 28名： 常勤1名（常務理事）、非常勤27名（会長1、理事長1、理事25）  
 監事 2名： 常勤0名、非常勤2名  
 ※うち、国家公務員OB2名【常勤1（常務理事）、非常勤1（理事長）】
- ・職員数 30名（うち非常勤9名）  
 ※管理部門比率：13%（4名／30名）  
 ※国家公務員OBはいない。

○ 不必要な余剰資産などを抱えていないか。

（参考）【資産の状況】H21年度決算

単位：億円

流動資産 (現預金等)	固定資産				計
	基本財産	土地・建物等	特定資産 (引当金・基金等)	その他	
1.15	－	0.0	5.92 ※	0.35	7.42

※ 特定資産の内訳：基金積立 5.73 億円、退職給付引当 0.19 億円

※ 内部留保率：21%

## 《介護サービス情報の公表制度支援事業》【再掲】

- 振興会は、介護サービス情報の公表制度支援事業から離れることになるが、今後、一般社団法人に移行するのであれば、
  - ① 事業者の質の評価について、公表事項に一定の制約のある公的な情報公表制度とは別に、独自の視点から利用者に信頼される介護サービスの格付け・評価（例えばレストランガイドにおける☆評価）を行うなど、新たな自主事業を展開するか、
  - ② 事業者の質の評価から完全に撤退するか、検討すべきではないか。

### （参考）介護サービス情報の公表制度

- ・ 都道府県が手数料を徴収して介護事業者に対して調査を行い、公表する制度。シルバーサービス振興会では、情報公表支援センターを設置し、都道府県に対する公表事務の支援や全国情報の集計・公表・システム開発等を行っている。
- ・ 情報公表事項としては、主観的な評価の記載はなく、職員の人数、資格保持者の人数、経験年数、利用者数、居室、食堂等の部屋の面積等、客観的な事実が記載されている。

## 《自主事業（シルバーマーク制度運営事業）》

- シルバーマークは、民間事業者が介護分野に参入し難かった措置制度の下で、民間事業者の参入を促進するための自主的認証制度としてスタートしたが、介護保険制度により民間事業者の参入が進んだ今日では、事業者が取得するインセンティブが低下していると考えられる（21年度の新規取得・更新は248事業所、全体では558事業所）。  
今後、シルバーマークの在り方をどう考えていくのか。

《老人保健事業推進費等補助金（公募型）》

- 公募型補助金である老人保健事業推進費等補助金（22年度0.5億円）について、一部を他のシンクタンクに委託しているが、このような委託は公募型補助金の趣旨に照らして適正であるか。

（参考）過去の老人保健事業推進費等補助金による調査研究業務

19年度 「介護保険制度下におけるシルバーサービスの振興ビジョンに関する調査研究」等 0.6億円

うち委託：0.2億円（ニッセイ基礎研究所等）

20年度 「介護事業所管理の実態把握と管理者の資質向上に関する調査研究」等 0.5億円

うち委託：0.2億円（三菱UFJリサーチ&コンサルティング等）

21年度 「介護事業者の経営実態の把握並びに効率的、効果的なサービス提供のための事業収支シミュレーションの構築に関する調査研究」等 0.5億円

うち委託：0.2億円（インターリスク総研等）

22年度 「在宅高齢者に対する地域での包括的な支援体制構築における民間事業者の参画と地域包括支援センターとの協働に向けた調査研究」等 0.5億円

うち委託：0.2億円（日本総合研究所等）

《法人の運営》

- シルバーサービス振興会は、措置制度の下で民間事業者が主な介護事業の担い手ではなかった昭和 62 年に、民間事業者の育成、質の確保等を目的として、民間の企業・団体が集まって設立された法人であるが、
- ① 介護保険制度による民間参入が進み、様々な民間事業者団体も設立されていること
  - ② 民間事業者の「質の確保」について、シルバーマークの認定者数が伸び悩んでおり、介護サービス情報の公表制度支援事業も平成 24 年度から廃止予定とされること
- から、今後、どのような事業展開を行っていくのか。 【再掲】

(参考 1) 介護保険における民間事業者の参入 (介護サービス施設・事業所調査)

- ・ ホームヘルプ …30.3% (H12) →55.1% (H20)
- ・ デイサービス … 4.5% (H12) →40.6% (H20)
- ・ グループホーム …21.2% (H12) →53.1% (H20)

(参考 2) 他の民間事業者団体 (在宅介護サービスの事業者団体)

- ・ 一般社団法人全国介護事業者協議会 … 会員企業向けの研修等
- ・ 一般社団法人日本在宅介護協会 … 在宅サービスの経営者・従事者向けの研修等

- 振興会は、来年春に一般社団法人への移行申請を行う予定であるが、移行後に計画的に公益目的で使用していくべき「公益目的財産額」(5.7 億円)を、どのように使用していく予定なのか。

(参考) 公益目的財産額

既存の社団法人が一般社団法人に移行するには、公益目的財産額に相当する金額 (移行時の純資産を基礎に計算) を、公益の目的のために消費していく計画 (公益目的支出計画) を作成することになる。

シルバーサービス振興会の「公益目的財産額」は 5.7 億円 (一般社団法人移行に向けて現在整理中の金額)。